

検察審査会制度改正の概要について（骨格案）

1 検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与

(1) いわゆる法的拘束力のある議決の種類

起訴相当の議決にいわゆる法的拘束力を付与するものとする。

(2) いわゆる法的拘束力のある議決の要件

ア 検察官は、検察審査会が起訴相当の議決（いわゆる法的拘束力なし）を行ったときは、速やかに処分を再考しなければならないものとする。

イ(ア) 検察審査会は、検察官が、アによる再考において、不起訴処分をしたとき、又は、当該議決後3か月以内に公訴を提起しなかったときは、審査申立人が別段の意思を表示した場合を除き、当該事件について再度審査を行うものとする。

（検察審査会は、審査申立て及び職権審査の議決を経ることなく、再度の審査をするものとする。再度の審査において、不起訴不当の議決をすることはできないものとする。）

(イ) (ア)の期間は、検察官が延長が必要な期間（3か月を超えることはできないものとする。）及びその理由を検察審査会に通知したときは、当該期間に限り延長されるものとする。

ウ 検察審査会は、イの再度の審査において、検察官に対し、検察審査会議に出席し、アの起訴相当の議決にかかわらず公訴を提起しなかったことに関して意見を述べる機会を与えたときは、いわゆる法的拘束力のある起訴相当の議決をすることができるものとする。

（起訴相当の議決は、いわゆる法的拘束力のある議決も、ない議決も、いずれも、現行法どおり、検察審査員8人以上の多数によるものとする。）

(3) いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方

ア 検察審査会は、(2)ウのいわゆる法的拘束力のある起訴相当の議決を行ったときは、当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所に送付するも

のとする。その地方裁判所が当該議決に係る事件につき管轄権を有しないときは、管轄権を有する地方裁判所又は管轄権を有する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に、その議決書謄本を送付することができるものとする。

イ アの議決書謄本の送付を受けた裁判所は、当該議決に係る事件について、公訴の提起及びその維持に当たる者を弁護士の中から指定するものとする。

ウ イの指定を受けた弁護士は、当該議決に従い、当該事件について公訴の提起及びその維持をするため、裁判の確定に至るまで検察官の職務を行うものとする。ただし、検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮は、検察官に囑託してこれをしなければならないものとする。

2 検察審査会の組織、権限、手続等の在り方

(1) 審査補助員（仮称）の委嘱

ア 検察審査会は、検察官の不起訴処分の当否を審査するに当たり、必要と認めるときは、弁護士のうちから、審査補助員を委嘱することができるものとする。

1 (2)イの再度の審査を行う場合には、審査補助員を委嘱しなければならないものとする。

イ 審査補助員は、検察審査会長の指揮監督を受けて、次に掲げる職務を行うことができるものとする。ただし、検察審査会の判断を不当に誘導することがないようにしなければならないものとする。

(ア) 審査に係る事件に関連する法令及び判例の整理・解説

(イ) 当該事件の事実認定上又は法律上の問題点の整理及び当該問題点に関連する証拠の整理

(ウ) (イ)の問題点に関する意見その他の当該事件に関する意見を述べること

(エ) 議決書作成の補助

(オ) (ア)ないし(エ)に掲げるもののほか、検察審査員の求めに応じ、必要な助言をすること

(2) 検察審査員の職務執行の停止

逮捕又は勾留されていることを検察審査員の職務執行の停止事由に加えるものとする。

(3) 罰則

ア 検察審査員、補充員、審査補助員又はその職にあった者が職務上知り得た秘密をもらした場合の罰則を整備するものとする。

イ 検察審査員、補充員等に対して威迫行為をした者に対する罰則をもうけるものとする。

(これらの法定刑については、裁判員制度における検討を踏まえるものとする。)

(4) 検察審査員の資格等

検察審査員の就職禁止事由等を現在の社会の情勢に適合するように見直すものとする。

(5) 付審判請求手続との調整

同一事件について、付審判請求に係る審理及び検察審査会の審査が並行して行われている場合において、裁判所が付審判決定をし、又は1(3)イの指定を受けた弁護士が公訴を提起したときは、それぞれ、他方にその旨を通知するものとする。

(6) 検察審査会の配置の見直し

検察審査会法第1条第1項ただし書につき、検察審査会の数の下限の定めを撤廃するものとする。

3 建議・勧告制度の改革

検察事務の改善に関する建議又は勧告を受けた検事正は、検察審査会に対し、当該建議又は勧告に対する回答をしなければならないものとする。